

## 指定地域密着型通所介護 重要事項説明書

地域密着型通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ケアサポート三和
主たる事務所の所在地	〒841-0038 鳥栖市古野町 637-6
代表者（職名・氏名）	代表取締役 前田 美和子
設 立 年 月 日	平成 22 年 9 月 7 日
電 話 番 号	0942-85-8265

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模デイサービスひだまりファーム		
事業所の所在地	〒841-0072 鳥栖市村田町 522-18		
電 話 番 号	0942-85-7875		
F A X 番 号	0942-85-7885		
指定年月日・事業所番号	令和 4 年 6 月 1 日 指定		4190300246
実施単位・利用定員	1 単位		定員 18 人
通常の事業の実施地域	鳥栖市・みやき町		
関 連 事 業 所	ケアプランセンターひだまり		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—	評価結果の開示状況	—

### 3. 事業目的及び運営方針

#### （事業目的）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### （運営方針）

①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

- ②事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- ③事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
- ④サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

#### 4. 提供するサービスの内容

- ・食事の提供  
食事の提供及び必要な介助を行います。
- ・入浴（個浴）  
入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
- ・日常生活動作の機能訓練  
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・健康状態の確認  
体調や血圧等の確認を行います。
- ・送迎  
居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・日常生活における相談及び助言  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・その他日常生活上の援助  
利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）はお休み
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：15～16：30（時間延長：介護保険外サービスで21時迄の対応可）

## 6. 従業員の体制・職務内容

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>	常勤 1名 看護師と兼務
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li> <li>2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>	1名以上
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li> <li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li> <li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li> </ol>	1名以上
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</li> </ol>	1名以上
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li> </ol>	1名以上 看護師と兼務

## 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

## (1) 利用料

### 【基本部分：通所介護費】（地域密着型通所介護）

	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
3～4 時間未満	416 単位	478 単位	540 単位	600 単位	663 単位
4～5 時間未満	436 単位	501 単位	566 単位	629 単位	695 単位
5～6 時間未満	657 単位	776 単位	896 単位	1013 単位	1134 単位
6～7 時間未満	678 単位	801 単位	925 単位	1049 単位	1172 単位
7～8 時間未満	753 単位	890 単位	1032 単位	1172 単位	1312 単位

### 【加算・減算】

○減算：送迎を行わない場合 - 47 単位/片道

○加算

加算	単位
入浴介助加算 I	40 単位/日
介護職員処遇改善加算 I	9.2%
サービス提供体制強化加算 II	18 単位/回
個別機能訓練加算 I イ	56 単位/日
口腔機能向上加算 (I)	150 単位 (2 回/月まで) ※該当者のみ

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※介護保険の自己負担額は、上記の一覧表に基づいて計算された合計単位数に負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額となります。また、端数処理の関係上若干異なります。

## (2) その他の費用

食費	昼食代 550 円/1 日
おむつ代等	リハビリパンツ 110 円/枚 パッド 55 円/枚 (現物返却可能)
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 15 円/km をいただきます。
その他	○上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの (利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など) について、費用の実費をいただきます。 ○介護保険外サービスのご利用については、別途、相談になります。

※上記、金額は経済状況の変化や諸般の事情によりやむを得ず、変更することがあります。その場合は変更 1 か月前までに変更内容と変更事由をご説明させていただきます。

### (3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。  
この場合には、利用予定日の前営業日までに事業所に申し出てください。  
利用日の前営業日までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日までに ご連絡がなかった場合	食費代相当 5 5 0 円

### (4) 支払い方法

サービス提供月末日までのご利用に応じて翌月 1 0 日に請求書をお渡しします。  
お支払方法は、銀行の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。尚、指定口座からの引き落とし手数料（1 件 1 1 0 円）につきましては、ご利用者（ご契約者）のご負担とさせていただきます。

## 8. サービスの利用に当たっての留意事項

利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

## 9. 秘密保持及び個人情報の保護

業務上知り得た個人情報については、別紙 1 「個人情報の保護に関する方針」に従って、秘密を保持いたします。但し、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報を用いる場合があります。個人情報を用いる際にはご契約者及びそのご家族の同意を得てから行います。またその際に同意書の提出を求める場合があります。個人情報の活用は、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものと致します。個人情報の利用目的は別紙 2 「個人情報の利用目的」を参照下さい。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	医療法人 こやなぎ内科循環器科 理事長 小柳 毅
	所在地	佐賀県鳥栖市原町 1077-3
	電話番号	0942-81-5424
	診療科	内科・循環器科

## 1 1. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・保険名：施設事業者プラン
- ・補償の概要：賠償責任普通保険・通所型施設利用者傷害見舞金

## 1 2. 苦情相談について

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0942-85-7875
	受付時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30
	担当者名	前田 有沙・緒方 淑子

### (2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	鳥栖地区広域市町村圏組合	電話 0942-81-3317
	佐賀県国民健康保険団体連合会	電話 0952-26-1477

## 1 3. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	緒方 淑子・角 典子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 5. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者、ご家族に対して説明し同意を得た上で、次に

掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 16. サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の完結日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 17. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までに事業者にもその旨通知して下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

### (2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

### (3) その他

① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

② その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③ 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

○身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：コップをなげつける／殴る、蹴るなどの暴行／唾を吐く

○精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりす

る行為。

例：大声を發する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせ（無視等も含む）をする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／その他業務に支障を及ぼす行為（脅迫的な言動、長時間の拘束や居座り、長時間の電話、執拗な攻め立てなど）

○セクシュアルハラスメント…意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする。

## 18. 地域との連携について

- ・運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

- ・指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員又は市町職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6カ月に1回以上運営推進会議を開催します。

- ・運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 19. その他運営に関する留意事項

- ・事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修：採用後1か月以内

- （2）継続研修：年7回

- ・その他運営に関する留意事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めています。

## 20. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更の必要性が生じ、重要事項を変更した場合、ご契約者にその内容を書類交付し口頭で説明いたします。その変更内容に同意を頂いた場合は、同意書に署名・捺印を頂く場合があります。

# 個人情報保護に関する方針

小規模デイサービス ひだまりファーム

## 1. 基本方針

小規模デイサービスひだまりファームは、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

## 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、原則として本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

## 3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

## 4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

ご利用者本人から、当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

受付窓口：前田 美和子（TEL:0942-85-7875）

2022年6月1日 作成

## 【別紙 2】 個人情報の利用目的

小規模デイサービス ひだまりファーム

(株)ケアサポート三和が運営する小規模デイサービスひだまりファームでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 1、利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### ■事業所内部での利用目的

- ① 当事業所がご利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  1. 利用予定、実績等の管理
  2. 会計・経理
  3. 事故等の報告
  4. 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### ■他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  1. ご利用者にご自宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  2. ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  3. 検体検査業務の委託その他の業務委託
  4. ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  1. 保険事務の委託
  2. 審査支払機関へのレセプトの提出
  3. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  4. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 2、事業所の内部での利用に係る利用目的

#### ■事業所の管理運営業務のうち

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 事業所において行われる学生の実習への協力
- ③ 事業所において行われる事例研究

### 3、他の事業者等への情報提供に係る利用目的

#### ■当施設の管理運営業務のうち

- ① 外部監査機関への情報提供

以上  
2022年6月1日 作成